

川本町サウンド・アミュージアム指定管理者募集要項

平成23年 4月

島根県川本町

川本町サウンド・アミュージウム指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

川本町サウンド・アミュージウムは、音楽の町かわもとの文化の高揚のため、音楽、芸術の振興を図り、併せて音楽を通して健康増進に寄与することを目的として設置された施設です。

この施設の管理については、設置以来、川本町教育委員会が管理運営を行ってきましたが、より一層の住民サービスの向上及び管理運営の効率化を図るため、平成24年度から指定管理者制度の導入を行うこととしたものです。

2 施設の概要

(1) 名称

川本町サウンド・アミュージウム

(2) 所在地

島根県邑智郡川本町大字川本332番地13

(3) 施設の設置目的

音楽、芸術の振興を図り、併せて音楽を通して健康増進に寄与することを目的としています。

(4) 施設の概要

構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建
開館時期	平成10年
敷地面積	4,495㎡
建物面積	2,424㎡
延床面積	2,712㎡
施設内容	1階 室内温水プール、トレーニングルーム、リラクゼーションルーム、DTMルーム、展示室 等 2階 スタジオ、レストラン 等 3階 ホテル客室 等

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとします。詳細は、別に定める川本町サウンド・アミュージウム管理運営業務仕様書（以下「仕様書」といいます。）によります。

なお、業務の範囲に掲げるすべての業務を一括して他の事業者へ委託することはできませんが、業務の一部については専門の事業者へ委託できるものとします。

(1) 施設の運営に関する業務

- ・ スポーツの普及振興、健康づくりに関する業務
- ・ レストランの運営に関する業務
- ・ 宿泊室（ホテル）の運営に関する業務

(2) 施設の利用の許可等に関する業務

- ・ 施設の利用の受付、利用の許可
- ・ 利用料金の徴収

(3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- ・ 施設及び設備の保守点検に関する業務
- ・ 施設の清掃及び花壇、植栽等の管理に関する業務
- ・ 保安警備業務
- ・ 物品類の管理、調達
- ・ その他、施設の適切な維持管理に必要な業務

(4) その他、施設の設置目的を達成するための事業の実施に関する業務

- ・ 町内の各施設など地域との連携に関する業務
- ・ ホームページの作成などの広報業務
- ・ 利用状況、入場者数などの調査統計に関する業務

4 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）

5 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理委託料

本施設は、施設の利用料金を指定管理者の収入とする「利用料金制」を採用しますので、管理運営に係る経費から利用料金相当額として見込まれる額を差し引いた額を、指定管理委託料として支払います。

年間委託料は、次に掲げる額以内とします。

年間委託料 24,300,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

・ 管理運営に係る経費

人件費、管理費（施設保守管理経費、修繕費、燃料費、光熱水費、賃借料、施設消耗品等）、事務費、広告宣伝費、職員研修費、その他

・ 利用料金相当額

施設使用料、食事提供及び宿泊に係る収入

(2) 指定管理委託料の変更等

ア 当該年度の指定管理委託料の変更

次の経費については、当該年度中に委託料の変更を行うことがあります。

・ 燃料費

燃油単価の急激な変動に対応するため、委託料の積算は石油組合川本ブロックが川本町役場に納入する燃料単価により月ごとに決定し委託料の変更を行います。

本募集要項に提示した指定管理委託料の積算においては、平成23年3月現在の灯油単価（1リットルあたり91円（消費税及び地方消費税を含む））、年間の灯油使用量を89,300リットルと見込んで積算しています。

- ・ 広告宣伝費及び職員研修費

サービスの向上を確保するため、広告宣伝費及び職員研修費の実支出額が、川本町が委託料の積算に見込んだ額に満たない場合は、当該部分の委託料を減額します。本募集要項に提示した指定管理委託料の積算においては、宣伝広告費を100万円、職員研修費を30万円見込んで積算しています。

- イ 2年目以降の指定管理委託料

指定管理委託料は、指定管理業務の変更や災害等の不可抗力により発生した損害等の特別な場合を除き、平成24年度の額と同額とします。

- ウ 指定管理委託料の精算

町が示した要求水準を満たして指定管理業務を実施する中で、利用料金収入の増や経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還は求めません。なお、利用料金収入の減少などの不足額についても、原則として補填は行いません。

- エ 指定管理委託料の返還等

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の一部が履行されていないことが確認された場合には、町は指定管理委託料の一部を支払わず、又は支払った指定管理委託料の一部の返還を求めることになります。

(3) 初期投資額に対する支援

本施設の魅力をより向上し、特色ある運営を行っていただくため、備品の購入、食器寝具等の購入（以下、「備品等」といいます。）など、初期投資額のうち下記の額を上限として町が助成します。

町の助成額の上限 3,000,000円

対象となる備品等の種類及び購入期間は、町と指定管理者が協議のうえ決定します。

なお、この助成により購入した備品等は指定管理者に帰属するものとし、以後の修繕及び更新は指定管理者が行うものとします。

また、助成額は初年度の指定管理委託料に加算して支出します。

6 申請資格等

申請者は、法人その他の団体若しくはそれらのグループ（以下「団体等」という。）とし、個人での申請は受け付けません。

(1) 申請資格

次の事項に該当する者は、申請することができません。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体等
- イ 島根県又は川本町から競争入札の参加に関して指名停止を受けている団体等
- ウ 会社更生法、民事再生法等に基づき更正又は再生手続きをしている法人
- エ 国税及び地方税を滞納している団体等
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴

力団をいう。以下同じ。) 又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制にある団体等

(2) 留意事項

ア 新たに法人等を設立する場合は、川本町議会における指定管理者の指定の議決(平成23年12月予定)までに、登記が完了したことを証明する書類を提出してください。

イ グループで申請される場合は、次の事項について留意してください。

- ・ 複数の法人その他の団体がグループで申請する場合は、代表する団体等を定めること
- ・ 単独で申請した法人又は団体は、同一施設への申請においてグループ申請の構成員になることはできないこと
- ・ 同一施設への申請について、複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできないこと

7 申請の手続

(1) 申請書類の提出

ア 受付期間

平成23年4月19日(火)から平成23年9月30日(金)午後5時まで

イ 受付場所

川本町教育委員会 教育課で受け付けます。

郵送による受付も可能です。

受付場所(郵送先)

〒696-0001

島根県邑智郡川本町大字川本332-15(悠邑ふるさと会館内)

川本町教育委員会 教育課 あて

郵送の場合、受付期間最終日の午後5時に必着とします。

(2) 現地説明会の開催

施設の状況をご承知いただくため、現地説明会を次のとおり開催します。

・ 開催日時

第1回 平成23年5月10日(火) 午後2時から午後4時まで

第2回 平成23年6月21日(火) 午後2時から午後4時まで

(説明会の内容は2回とも同一です。)

・ 開催場所

川本町サウンド・ミュージアム(川本町大字川本332-13)

・ 参加申込

説明会への参加を希望される方は、下記期限までに、団体名、出席予定人数、代表者氏名及び連絡先を本募集要項8ページ「12 問い合わせ先」に電話、ファクシミリ、又は電子メールによりご連絡ください。

なお、当日は本募集要項、仕様書をご持参ください。

第1回説明会参加申込期限 平成23年4月28日(木)

第2回説明会参加申込期限 平成23年6月14日(火)

(3) 質問事項の受付

申請に当たって質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

- ・ 受付期間

平成23年4月19日（火）から平成23年9月15日（木）まで

- ・ 受付方法

質問票（様式1）により、本募集要項8ページ「12 問い合わせ先」に郵送（必着）、ファクシミリ又は電子メールでご連絡ください。

（上記方法以外による質問は受け付けませんのでご注意ください。）

- ・ 回答方法

質問された団体等にはファクシミリ又は電子メールで回答します。

なお、公平を期すため、原則としてすべての質問事項及び回答内容を川本町公式ホームページに掲載します。

8 申請のための書類等

(1) 申請書類

ア 川本町公の施設の指定管理者指定申請書

川本町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年川本町規則第19号）第3条に定める様式

イ 管理運営事業計画書

次の①～⑬までに掲げる項目について具体的に記載してください。

- ① 応募理由
- ② 施設の現状に対する考え方及び将来展望（中長期的な経営方針）
- ③ 運営に関する提案内容
- ④ 施設の維持管理計画
- ⑤ 地域の活性化の促進に関する考え方
- ⑥ 利用者のサービス向上対策
- ⑦ 苦情等の処理対策と未然防止対策
- ⑧ 業務の一部を委託する場合の委託先及び業務内容等の状況
- ⑨ 職員研修の実施計画
- ⑩ 個人情報の保護対策
- ⑪ 防犯、防災対策
- ⑫ 職員の配置（組織図、人数、指揮命令系統、常勤・非常勤の別、主な資格等）
- ⑬ 類似施設における管理運営の実績

ウ 指定期間各年度分の収支予算書

エ その他申請に必要な書類

- ① 団体等の定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ② 団体等の概要を記載した書類
- ③ 直近の3事業年度の事業報告書及び決算諸表（損益計算書又は収支計算書、貸借対

照表、正味財産増減計算書 等)

- ④ 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- ⑤ 官公庁が発行する書類（3カ月以内に発行された原本に限ります。副本はその写しで結構です）
 - ・ 法人の登記事項証明書
 - ・ 印鑑証明書
 - ・ 次の税目に係る直近年度の納税証明書

法人の都道府県民税・市区町村民税、法人事業税、消費税及び地方消費税

オ グループ申請の場合に必要な書類

- ① グループ申請理由書（グループ申請する目的や必要性、構成員の選定経緯等）
- ② 構成団体及び役割分担を記載した書類

(2) 申請書類の提出部数

正本1部、副本8部

提出する書類は、原則としてA4で作成してください。

なお、申請書類は返却しません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがありますのでご承知おきください。

9 選定方法等

(1) 選定方法

川本町指定管理者候補選定委員会による書類審査及び面接審査を行います。面接審査は、応募団体等の担当者が提案書の内容等についてプレゼンテーションを行った後に、選定委員が質疑を行います。

この面接審査は、申請者が特にアピールしたい部分及び申請書の内容を確認するために実施するものであり、申請書に記載のない新しい提案等は原則として審査の対象といたしません。なお、面接審査は公開の場で開催します。

(2) 審査基準

- ア 町民の平等な利用が確保されること
- イ 管理運営の計画内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること
- ウ 計画内容に沿った管理運営を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること
- エ 施設の管理経費の縮減が図られるものであること

(3) 審査項目

ア 運営上の基本的な考え方

- ・ 施設の設置目的及び運営方針を踏まえた提案となっているか
- ・ 施設の現状に対する考え方及び将来展望は適切か
- ・ 業務の一部を委託する場合の業務内容及び委託先は適切か

イ 運営に対する提案内容

- ・ 提案内容が仕様書に示したのものになっているか

- ・ 事業内容は適切かつ実現の可能性はあるか
 - ウ 利用者サービス向上の方策
 - ・ 利用者サービスの向上を図り、公平性を確保した運用となっているか
 - ・ 利用者からの苦情トラブルの未然防止と対処方法は適切か
 - ・ 利用者等からの要望の把握状況とその対応策は適切か
 - ・ 広報等の手法や実施計画（広報媒体、時期、頻度）は適切か
 - エ 地域の活性化の促進
 - ・ 住民や地域団体、企業、自治体との協働や連携した事業展開を図る提案がされているか
 - ・ 地域の活性化のための視点があるか
 - ・ 地元住民の雇用及び地元関連業者との取引促進が積極的に図られているか
 - オ 施設運営の考え方
 - ・ 施設の維持管理業務の内容は適切か
 - ・ 個人情報保護のための適切な措置が講じられているか
 - ・ 安全管理体制（防犯・防災対策、緊急時の危機管理体制）は適切か
 - カ サービス体制の実現性
 - ・ 管理運営に必要となる職員の人事配置及び職員構成は適切か
 - ・ 職員の資質及びサービス向上のための研修は適切に計画されているか
 - ・ 類似施設における管理運営の実績、又は必要な知識及び技術を有しているか
 - キ 収支計画
 - ・ 収支の積算が妥当であり、事業計画との整合性が図られているか
 - ・ 経費の縮減を図るための工夫が見られるか
 - ・ 収入確保のための工夫が見られるか
 - ク その他選定委員が必要と認める事項
- (4) その他
- ア 川本町指定管理者候補選定委員会による面接審査
平成23年10月中旬（予定）に行います。
具体的な日時等については申請者に別途連絡します。
 - イ 選定結果の通知・公表
指定管理者候補の選定結果については、平成23年10月下旬までに申請者全員に対して書面で通知するとともに公表します。

10 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には町議会の議決が必要ですので、候補者は平成23年第4回川本町議会（12月）の議決を経て指定管理者として指定する予定です。

(2) 協定の締結

指定管理者と川本町は、業務内容に関する細目的事項について協議の上、事業の実施に

関する包括的な事項を定めた基本協定及び各年度の実施事項及び委託料の額を定めた年度協定を締結した上で業務を実施していただきます。

11 その他留意事項

(1) 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(2) 申請の辞退

申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

(3) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格とします。

(4) その他

ア 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても指定しないことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ・ 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき
- ・ 著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

12 問い合わせ先

川本町教育委員会 教育課

〒696-0001 島根県邑智郡川本町大字川本3 3 2 番地 1 5

電話 0855-72-0594 F A X 0855-72-1061

電子メール otogikan@kawamoto-town.jp